

自治基本条例をつくる会 会議概要

第 6 3 回会議	
開催日時	平成 2 1 年 9 月 9 日（水） 1 8 : 3 0 ~ 2 0 : 3 0
開催場所	山陽小野田市役所 第 2 委員会室
出席会員	8 名 岩崎秀司、岡村啓二、河野朋子、草田和枝、酒井敏正、杉本保喜、山田義隆、弓取康英、
事務局	副市長、企画課（主幹）
協議概要	1 第 6 2 回の会議概要について → 承認。 2 協議事項 * 自治基本条例原案説明会について協議 ・説明会日程表（案）配布・・・1 1 月～1 2 月中旬で集中的に1 1 箇所 ・スケジュールがタイトであるが年内に説明会を終了したい。 ・議会への説明は、市議会選挙後に議会へ説明会の方法等について相談する。 * 条例・解説・意見等をはじめから整理しながら、条文の再修正をする。 ・第 1 8 条～2 3 条について別紙のとおり修正 ・第 2 1 条「情報の公開・提供」について、もう少し肉厚にして、第 2 3 条「公聴機能の強化は削除したほうが良いのではないか。 ・情報の取り扱いについては、包括的に表現するのではなくて、強く主張したい部分は、別個に条文化したほうが良いのではないか。 ・基本原則を条例化するので、具体的な施策名や事業名は入れないほうがよいのではないか？（「市政懇談会」等の事業名称） ・情報の公開については、最も重要な箇所であると考えてるので、よく考えなければならないのでは。 3 その他 【次回の開催について】 第 6 4 回会議：平成 2 1 年 9 月 1 6 日（水） 1 8 : 3 0 ~ 第 2 委員会室

(行政評価制度)

第１８条 市は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、客観的な行政評価を行い、その結果を市民に公表しなければなりません。

【条文の解説】

- ・ 効率的かつ効果的な行政運営を行うため、行政評価を実施し、これをわかりやすく市民に公表することを規定している。
行政評価とは、総合計画に基づく全ての事業について、その成果、効果及び工程等を検証、評価し、その評価の過程における問題点を整理するとともに事業の見直しや予算に反映させ、新たな目標値を定めて事業を実施することをいう。

【つくる会で出された意見等】

- ・ 事業に対する評価システムがない。
- ・ 行政施策や公共事業について、評価や検証が公表されていない。
- ・ 各部署で、定期的な見直しのための機関を設ける必要がある。
- ・ 行政評価において重要なのは「客観性」である。
- ・ 客観性を持たせるためには、横断的、組織的な行政評価制度が必要である。

（監査）

第１９条 監査委員は、市の財政等の監査を行うにあたり、事務事業の適法性のほか、有効性及び効率性等の評価を踏まえた監査を行うものとします。

【条文の解説】

- ・ これまでのような財務監査にとどまらず、行政評価を踏まえた監査を規定した。

【つくる会で出された意見等】

- ・ 外部監査については、事例が発生したときに対応できるよう、関係条例を整備しておく。
- ・ 市民オンブズマンを設置する。
- ・ 内部監査を充実させるが最も必要なことである。
- ・ 監査委員の人数を増やすことも検討すべきではないか。

（意見・要望・苦情等への対応）

第２０条 市は、市民からの意見・要望・苦情等を迅速かつ誠実に処理し、回答しなければなりません。

２．市は、市民からの意見・要望・苦情等で適切な措置が必要な事項については、行政運営に反映させなければなりません。

【条文の解説】

- ・ 市は市民からの要望・苦情等を市民の意見として受け止め、応答義務、説明責任を果たさなければならないことを規定している。
- ２ 措置が必要な事項は、速やかに行政運営に反映させることを規定している。

【つくる会で出された意見等】

- ・ 意見箱をもっと活用し、そのための全体的な組織体制を整えて対応してほしい。
- ・ 反映の時期もできるだけ早くやってほしい。

第６章 情報の公開等

（情報の公開・提供）

第２１条 市は、市民が行政情報を知る権利を保障すると共に、その保有する情報は積極的に公開し、提供しなければなりません。

２．市は、行政情報の公開、提供に当たっては多様な媒体を通じて提供しなければなりません。

【条文の解説】

- ・ 市民に対して積極的に行政情報を公開、提供し、情報の共有化にあたることを規定した。
- ２ 情報の公開、提供においては、できるだけ多くの市民が平等に情報を入手できるよう規定した。

【つくる会で出された意見等】

- ・ 開かれた自治体として、情報公開・情報共有への積極的な姿勢が欲しい。
- ・ 情報公開不足から、市民の不安が募る状況もある。
- ・ 行政が持っている市民に必要な情報が、適宜に公開されていない状況がある。

（個人情報の保護）

第２２条 市は、個人に関する情報の保護を図るため、個人情報の収集、利用、提供、管理について必要な措置を講じなければなりません。

【条文の解説】

- ・ 市は、複雑化する情報化社会での個人情報保護法の趣旨を踏まえ、個人情報を適正に取り扱うことで、市民の人権を護る責任を有する。

【つくる会で出された意見等】

- ・ 行政が持っている個人情報が十分保護され、また、その防止策が確実に取られているのか。

（公聴機能の強化）

第２３条 市は、市民の市政に参画する権利と行政情報を知る権利を保障するため、行政情報の提供と市民の意見、要望など聞く場を設けるものとします。

【条文の解説】

- ・市民の声を直接首長に届ける貴重な機会を定例的に設け、的確な市政運営の糧とするよう規定している。
- ・行政情報の提供と市民の意見、要望など聞く場として、「市政懇談会」や「対話の日」等がある。

【つくる会で出された意見等】

- ・市政懇談会（対話の日）等の参加者が少ないので、多くの参加者があるよう工夫する必要がある。
- ・首長が替わっても、このシステムを継続するようにしなければならない。
- ・出た意見は、できるだけ早く実行されるよう配慮することが必要であろう。